

～富山市上下水道局からのお知らせ～
公共下水道における公費負担制度の改正について

① 令和9年4月1日から
公共ます等設置に係る公費負担制度を廃止します

【改定理由】地域ごとに運用が異なっているため、統一します

【現 状】一部地域で公費施工（上下水道局負担）を実施

【改 正 後】私費施工（原因者負担）に統一

地域名称	現在	改正後
富山、大山、山田、細入	私費（原因者負担）	私費（原因者負担）
大沢野、八尾、婦中	公費（上下水道局負担）	

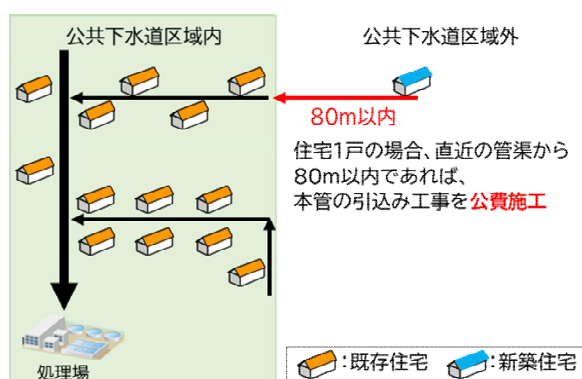
② 令和10年4月1日から
区域外流入(※)に係る公費負担制度を廃止します

(※) 区域外流入とは

下水道事業の計画区域に隣接している区域外の土地において、一定の基準を満たしている場合に汚水の公共下水道への流入を認める制度です。

【改定理由】管理施設の増加に伴う維持管理コストや将来世代への負担増加を抑制し、持続可能な下水道事業経営の実現を図るため、公費負担を見直します

【現 状】公費施工（上下水道局負担）



【改 正 後】私費施工（原因者負担）

本管の引込み工事の費用負担	現在	改正後
	公費（上下水道局負担）	私費（原因者負担）

各制度改正の前日まで受理した申請書は、現行の運用となります。
余裕をもって申請を行うようご協力ください。

お問合せ 富山市上下水道局上下水道計画課
下水道計画係 TEL:076-432-8792